

新型コロナウイルス対策支援策

新型コロナウイルス感染拡大によって、本市の経済や市民生活は大きな影響を受けています。

その現状を鑑み、市民の皆さんの生活を守るために、さまざまな支援策に取り組んでいます。最新情報は市ホームページでご覧いただくか、お問合せください。



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,641	22,135	256	279
松井田地域	6,176	6,428	34	64
合計	27,817	28,563	290	343

合計 57,013人 世帯数 24,749 (令和2年7月末日現在)



お知らせ

国民健康保険からのお知らせ
**国民健康保険証を
 更新します**

更新します

○新しい保険証を9月下旬に、世帯主あてに郵送します

・世帯員全員分を同封してお送りします。

・保険証が届いたら、すぐに内容を確認してください。

・記載内容に誤りがある場合は、困国保年金課国保係または困住民福祉課税務係までご連絡ください。

・保険証の有効期限は、生年月日によって下表のとおりとなります(国民健康保険税に滞納がある世帯を除く)。

○簡易書留郵便での送付を希望する人は次の期間中に届出をお願いします

【受付期間】 9月1日(火)～7日(月) 午前8時30分～午後5時15分

【受付場所】 困国保年金課国保係・困住民福祉課税務係

【持参するもの】 保険証・はんこ

○現在お持ちの国民健康保険証について
 ・現在お持ちの国民健康保険証は9月30日で有効期限切れになり、使うことができなくなります。期限切れの保険

証は、困国保年金課または困住民福祉課へ返却するか、返却できない場合には各自で責任を持って破棄してください。

○国民健康保険税は
 きちんと納めましょう

・国民健康保険税は、加入者の皆さんの医療費をまかなうための大切な財源です。

・国民健康保険税を滞納すると、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。

・災害その他特別の事情がないのに国民健康保険税を1年以上滞納している人には、保険証の代わりに「国民健康保険被保険者資格証明書」を交付します。「資格証明書」を交付された人が診療を受ける場合は、医療機関に医療費の全額を支払い、あとで申請により保険給付(7割から8割)を受けることとなります。

・国民健康保険税は納期までに納めるようにしてください。

○国民健康保険証の有効期限

生年月日	有効期限
昭和20年10月2日	75歳の誕生日の前
昭和21年9月30日	日
日	※誕生日から後期
昭和21年10月1日	高齢者医療制度
以降生まれの人	令和3年9月30日

問合せ

困国保年金課国保係

(☎内線1113)

困住民福祉課税務係

(☎内線2160)

安中市学生等応援給付金

給付事業のご案内

市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により修学を諦めることのないよう、学生を対象に「学びの継続」のため、給付金を給付し修学支援を行います。

対象者▼平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、令和2年4月27日(以下「基準日」という)において学校教育法に基づく高等学校、大学などに在籍し、次のいずれかに該当する学生

●基準日において、市の住民基本台帳に記録されている人の所得税法または地方税法の規定による控除対象扶養親族となっている学生

●基準日において、市の住民基本台帳に記録されている人が加入している健康保険の被扶養者となっている学生、または国民健康保険法の規定による修学中の被保険者の特例に該当する学生

※高校1年生は、子育て世帯臨時特別給付金事業および安中市子育て世帯臨時特別給付金事業の対象となっているため、本事業の対象外です。